

公共施設等LED化改修業務（ESCO事業） 実施設計仕様書

I 業務概要

本業務は、本市公共施設等のうちコミュニティ施設28施設、学校施設20施設、道路照明304箇所について、ESCO事業（ギャランティード・セイビングス方式）を活用した照明設備のLED化改修工事を行うための実施設計業務である。

1 対象施設及び対象設備概要

プロポーザル実施要領別紙「対象施設一覧」、「対象設備一覧」のとおり

2 設計成果品の提出期限

成果物の種類	期限
実施設計図面	令和6年11月20日
工事費（内訳書含む）及び計測・検証費等	令和6年12月9日
工事工程表	令和6年12月18日
電気使用量の削減量計算結果、計算書	令和6年12月9日
電気料金の削減額計算結果、計算書	令和6年12月9日

※上記期限までに提出すること。なお、修正が生じた場合は、速やかに是正し、再度提出すること。

3 設計と条件

(1) 設計の内容

a 種別 新築工事 増築工事 改築工事 改修工事

b 概要

・工事対象設備一覧 「別紙対象施設・対象設備一覧」参照

(2) 工事予定期間 契約の日（令和7年2月下旬予定）～令和8年3月31日まで

ただし、工期の設定について、以下の点に留意すること。

- ・コミュニティ施設については、開館時間中に工事を行う計画とすること。
- ・学校施設については、授業の支障とならないよう、施工時間等に配慮すること。また、屋内運動場の体育館部分及びステージ部分については、夏休み期間中に施工する計画とすること。
- ・道路照明については、通行や除雪の支障とならないよう、冬期間前に施工する計画とすること。また、夜間に不点灯とならないよう、日中に施工する計画とすること。

II 仕様

本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）最新版」による。

1 本仕様書の適用

本仕様書に記載された特記事項の中で、□印及び■印の付いたものについては、■印の付いたものを適用する。

2 プロポーザル方式により優先交渉権者となった場合の設計履行

優先交渉権者は、提案書において提案された設計履行体制により当該業務を履行する。

3 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

(1) 一般業務

a 実施設計

- | | |
|--|-------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 建築（意匠）実施設計 | <input type="checkbox"/> 建築（構造）実施設計 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備実施設計 | <input type="checkbox"/> 機械設備実施設計 |
| <input type="checkbox"/> 外構整備実施設計 | <input type="checkbox"/> 解体工事実施設計 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 道路照明実施設計 | |

実施設計標準業務（平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添一第 1 項第二号イ）

項 目		総合	構造	電気	機械
①要求等の確認	(i)建築主の要求等の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(ii)設計条件の変更等の場合の協議	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ	(i)法令上の諸条件の調査	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(ii)建築確認申請に係る関係機関との打ち合わせ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③実施設計方針の策定	(i)総合検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(ii)実施設計の為の基本事項の確定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(iii)実施設計方針の策定及び建築主への説明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④実施設計図書の作成	(i)実施設計図書の作成	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(ii)確認申請図書の作成	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤概算工事費の検討		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥実施設計内容の建築主への説明等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※一般業務の内容には、以下の資料作成等を含む。

- ・業務の実施に当たって、設計内容の説明等に用いる資料等。
- ・業務の対象となる工事の実施に当たり、法令及び山形県や本市の条例上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成、指摘事項への対応。

(2) 追加業務

- 積算業務（工事費算定内訳書、内訳明細書、数量計算書、単価の根拠資料）
- 概略工事工程表の作成業務
- 電気使用量の削減量の計算
- 電気料金の削減額の計算

4 業務の実施

(1) 一般事項

- a 実施設計業務は、提示された設計と条件、提案書、適用基準等によって行う。
- b 積算業務は、本市担当職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 調査、打合せ及び記録

- a 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、担当技術者と本市担当職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度優先交渉権者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- b 打合せは次の時期に行う。
 - ・業務着手時
 - ・本市担当職員又は担当技術者が必要と認めた時
 - ・その他
- c 優先交渉権者は、設計着手前に現地調査を行うこと。その際、敷地内に設計上支障となる障害物や環境保全上考慮すべき事項等を発見したときは、本市担当職員とその処置について打合せを行う。なお、現地調査に際しての一切の費用は優先交渉権者の負担とする。
- d 優先交渉権者は、当該業務に関連する別途工事又は別途業務がある場合は、調整を図り円滑に業務を進めなければならない。

(3) 業務計画書

優先交渉権者は、業務に当たって以下の事項を記載した業務計画書を本市担当職員に提出すること。

- a 業務詳細工程表
 - ・各業務の開始、完了時期、現場調査時期
 - ・作成する各種資料、設計図書の種類、提出時期
 - ・本市との協議時期、内容
- b 業務実施体制
 - ・各担当の分担業務（具体的に記載のこと）
 - ・協力者がある場合は、協力者の概要、担当する業務内容及び担当技術者
- c 品質確保の方策
 - ・本業務に適用する基準
 - ・本業務に使用する電算プログラム

(4) 適用基準等

優先交渉権者は、下記に示す各種基準等（最新版）に基づき設計業務をするものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、あらかじめ本市担当職員の承諾を得ること。

- a 共通
 - ・官庁施設の基本的性能基準
 - ・官庁施設の防犯に関する基準
 - b 建築
 - ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・公共建築木造工事標準仕様書
 - c 建築積算
 - ・公共建築工事積算基準
 - d 設備
 - ・建築設備設計基準
 - ・建築設備設計計算書作成の手引き
 - ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
 - e 設備積算
 - ・公共建築工事積算基準
 - ・公共建築設備数量積算基準
 - f 道路照明
 - ・道路照明施設設置基準・同解説（社団法人日本道路協会発行）
 - ・LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（国土交通省）
- (5) 守秘義務
- 優先交渉権者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 第三者への委託
- a 設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理について、優先交渉権者はこれを第三者に委託できない。
 - b コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理等の簡易な業務は、優先交渉権者が、この部分を第三者に委託する場合は、本市の承諾を必要としない。
 - c 優先交渉権者は、a 項及び b 項に規定する業務以外の第三者への委託に当たっては、本市の承諾を得なければならない。
 - d 優先交渉権者は、設計業務を第三者へ委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、委託された協力者が市の建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
 - e 優先交渉権者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び監理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。
- (7) 関係官公庁への手続き等
- a 優先交渉権者は、設計業務の実施に当たって、本市が行う関係官公庁等への手続きの際に協

力しなければならない。

b 優先交渉権者は、設計業務の実施に当たって、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を本市担当職員に報告しなければならない。なお、それにかかる費用や必要となる資料等の作成は優先交渉権者の負担において行うものとする。

c 優先交渉権者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を本市担当職員に報告し、必要な協議を行うものとする。

(8) 関連する法令、条例等の遵守

優先交渉権者は、設計業務の実施に当たって、優先交渉権者の責任のもと、関連する法令、条例等を調査し遵守しなければならない。

(9) 修補

a 優先交渉権者は、本市担当職員から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。

b 優先交渉権者は、工事において判明した設計の不適合箇所について、工事の手直し等にかかる損害賠償を負うものとする。

(10) 損害金

優先交渉権者は、提出期限までに成果物を提出できなかったときは、本市に対し原因や対応の説明責任を負わなければならない。

(11) シックハウス対策

優先交渉権者は、シックハウス対策（換気に配慮した設計、使用する建築材料等、化学物質の濃度測定等）について検討し、設計に反映させること。

(12) 特記事項

a 優先交渉権者は、計画的な監理のもと、設計図書の提出期限を厳守し、工事予定期間に影響を及ぼすことがないようにすること。

b 優先交渉権者は、建築、電気設備、機械設備の各設計内容や計算書その他説明書等に相違が無いように精査すること。

c 週休2日確保工事での発注となるため、山形県の「営繕工事における週休2日確保工事实施要領」を準用した積算を行うこと。業務完了後、容易に積算単価補正が可能なように補正前と補正後の単価及び補正率を明示した積算に関するデータを提出すること。

5 権利

優先交渉権者から引渡しを受けた成果品に関する一切の権利は本市に帰属する。

6 設計業務の成果品

設計業務の成果品については、本市担当職員の確認、承諾を受けること。

7 成果品及び提出部数等

(1) 実施設計

成果品等	ファイル	製本	電子データ	備考
1 電気設備				
実施設計図面		3部	■	
各種計算書・検討書	1部		■	
各種技術資料	1部		□	
計画通知等各種申請図書	適宜		□	各種申請に必要な部数
追加業務に関する事項	1部		■	電子データは積算業務に係る事項に限る
各種官庁申請書類	1部		□	
諸官庁打合せ報告書	1部		□	
打合せ記録簿	1部		■	
注 記				
<ul style="list-style-type: none"> ・工事費には、交付金・起債の活用を想定しているため、施設ごとに図面・内訳を作成する。 ・図面以外の成果品は、A4ファイルに収納し、表紙に業務名及び優先交渉権者名を、背表紙に業務名をつけて提出のこと。 ・製本は、糊付による一括簡易製本とし、表紙に業務名及び優先交渉権者名を、背表紙に業務名を印刷し提出のこと。なお、サイズについては、A4判（A3縮小判2つ折り）とする。 ・電子データは、図面用と図面以外の成果品に分け、図面用はCD-RにCADデータ（JWW又はDXF）とPDFデータ、図面以外はPDFデータもしくはWORD、EXCELデータを収納し、それぞれ1部ずつ提出すること。 ・追加業務における積算資料（数量算出書、工事費内訳書、単価の根拠資料）はデータの提出を行うこと。 				